

関係各位

株式会社 辰巳商会
南港コンテナターミナル

本船輸出入貨物に係る国内消防法に該当する危険物の取扱いに関するお願い

拝啓 師走の候、貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご厚誼を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社 **CY (C-1,C-2/4,C-11)** におきまして、指定数量以上の危険物をコンテナにて仮貯蔵する場合は消防法により所轄消防署長の承認が必要であることとご承知いただいているところであります。

また、弊社ターミナルといたしましても事故防止、法令遵守の立場上重大な責任を有していると改めて認識している次第であります。

つきましては、上記事情をご賢察賜り輸入危険物の仮貯蔵承認申請書を所轄消防署長に申請するに際しコンテナの貨物が危険物であるかどうか一刻も早く確認する必要がございます。輸出危険物コンテナについてはヤード搬入前に危険物事前連絡表に加えて、次の危険物の性状を示す書類等いずれかを必ずご提出いただきますようお願い申し上げます。

- ※ 危険物等データベース登録確認書
- ※ 危険物確認試験結果報告書
- ※ 危険物であることを証明する書類等

尚、仮貯蔵承認の申請は、蔵置しようとする 5 日前までに申請書を所轄消防署に提出し、その承認を受けなければならないとなっております。仮貯蔵申請に必要な下記書類三点のご提出を必ずお願い申し上げます。

- ※ 危険物・有害物事前連絡表
- ※ MSDS (製品安全データシート)
- ※ コンテナ検査証明書 (または製造証明書)

尚、危険物の仮貯蔵の承認が得られない場合、輸入危険物コンテナについては、本船揚げ・ヤード搬入後速やかに当該コンテナのお引取りを、また輸出危険物コンテナについては搬入後速やかに本船積みできるようにヤード搬入をお願い申し上げます。

敬具